

ごぞんじですか？ 検察審査会制度

★検察審査会とは？

検察審査会は、「検察官が被疑者（犯罪を犯した疑いがある者）を裁判にかけなかったことが正しかったか」を審査する機関です。

事件が発生して被疑者が逮捕された場合、検察官が被疑者を裁判にかけられるかどうかを判断します。場合によっては被疑者が裁判にかけられないこともあります（これを不起訴処分といいます）。これに対して納得がいかない被害者を救済しようとする制度、それが検察審査会です。

このような不満をお持ちの方は、検察審査会にご相談ください。相談や審査の申立てには費用はかかりません。また、秘密は固く守られます。

検察審査員には特別な知識や経験等は必要ありません。審査員は自分の良心にしたがって「検察官の不起訴処分が正しかったかどうか」を判断します。審査の結果、「不起訴は不当である」「裁判にかけべきだ」との意見が多数を占めれば、検察官を指揮監督する立場にある検事正に調べ直しを勧告します。

検察審査会は、全国に165か所あり、地方裁判所および主な地方裁判所支部の中に置かれています。

瑞穂市は、岐阜検察審査会に属します。

★検察審査員とはどういう人ですか。どのようにして選ばれるのですか？

検察審査会は、11人の検察審査員から構成されます。検察審査員は、選挙権を持っている方（選挙人名簿に登録されている方）の中から「くじ」で選ばれます。任期は6か月です。ただし、3か月ごとに約半数が入れ替わります。

選挙管理委員会では、検察審査会から依頼を受けて、検察審査員候補者の選定業務の一部を行っています。

検察審査員または補充員に選ばれたときには、国民の代表としてこの仕事にご協力を

お願いします。

検察審査会に関するお問い合わせは、下記の連絡先をお願いします。

問い合わせ先

〒500-8710 岐阜市美江寺町2-4-1

岐阜地方裁判所内「岐阜検察審査会事務局」

(058) 262-5263